

第2回目は、前回の続きで、**給付と負担**（支出と収入）の観点から解説を進めていきます。

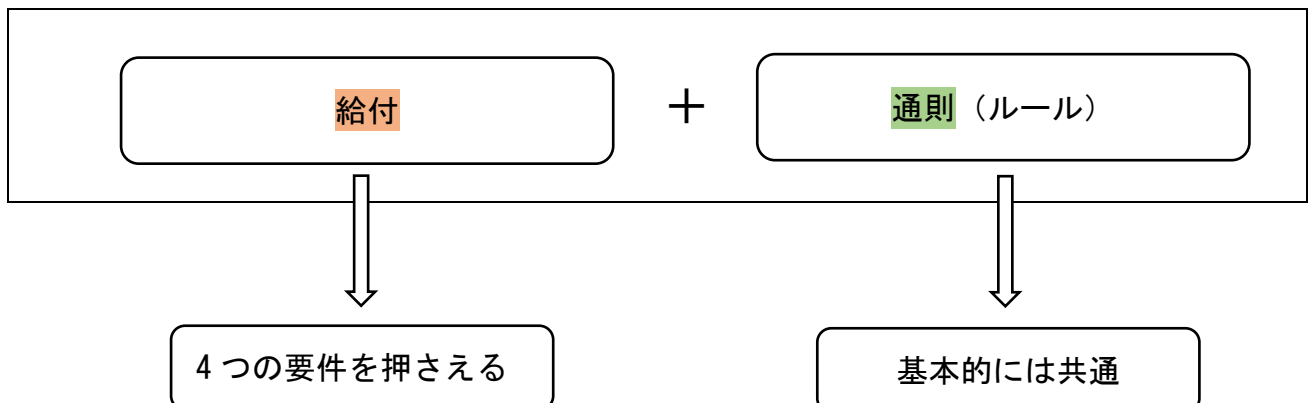
（保険の制度を利用した法律科目に関する共通点を横断で確認します。）

前回解説したように、保険の制度は、「将来起こることが予想されるリスク（事故）に対して、一定の保険料を負担することにより、リスク（事故）に対して現金や現物での給付が受けられる制度」ということになります。

<u>給付（支出）</u>	<u>負担（収入）</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災保険…療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金 等々…</li> <li>・ 雇用保険法…求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付 等々…</li> <li>・ 健康保険法…療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、等々…</li> <li>・ 年金…老齢、障害、遺族に対する給付</li> <li>・ 介護保険法…介護給付、予防給付、市町村特別給付</li> </ul> <p>その他各法律による給付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率</li> <li>・ 保険料の徴収</li> <li>・ 追徴金</li> <li>・ 延滞金</li> <li>・ 督促、滞納処分</li> <li>・ 国庫</li> <li>・ 拠出金</li> <li>・ 積立金</li> </ul>



さらに給付の内容を分けていくと



4つの要件を押さえる

	労災保険	雇用保険	健康保険	国民年金 厚生年金
<b>給付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務災害に関する保険給付</li> <li>●通勤災害に関する保険給付</li> <li>●二次健康診断等給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●求職者給付</li> <li>●就職促進給付</li> <li>●教育訓練給付</li> <li>●雇用継続給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●疾病</li> <li>●負傷</li> <li>●出産</li> <li>●死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老齢</li> <li>●障害</li> <li>●遺族</li> </ul>
<b>通則</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給付制限</li> <li>(2) 未支給</li> <li>(3) 受給権の保護・公課の禁止</li> <li>(4) 内払調整・過誤払い調整</li> <li>(5) 生計維持</li> <li>(6) 端数処理</li> <li>(7) 給付制限</li> <li>(8) 不正利得の徴収</li> <li>(9) 損害賠償請求権</li> <li>(10) 不服申立</li> <li>(11) 時効</li> <li>(12) その他</li> </ol>			

基本的な考え方は共通

▼給付に関する4つの要件（ポイント）を確認していきます。

【保険制度の法律を学習する上での4つのポイント】

①要件

②誰に対して

③給付…いくら（現金給付）、何を（現物給付）

④支給期間…いつからいつまで

保険の制度を利用する法律に関しては、上記の4つのポイントを中心に学習することが重要です。

具体例で見えていきます。

①の要件

具体例…国民年金法の老齢基礎年金

条文…法26条（支給要件）

老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を原則25年以上有する者が65歳に達したときに、その者に支給する。

④支給期間…いつから

②誰に対して

③給付…いくら（現金給付）、何を（現物給付）

条文…法27条（年金額）

老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額とする。  
（ただし書き省略）

## ④支給期間…いつまで

条文…法 29 条（失権）

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

国民年金法の老齢基礎年金の条文を確認していきましたが、給付に関する内容は、下記の 4 つのポイントで構成されていることとなります。

- 保険給付を受けるための要件
- 誰に対する給付なのか
- 保険給付としていくら貰えるのか、あるいはどのような給付が受けられるのか
- いつからいつまで貰えるのか

▼次に、通則の中から (2)未支給に関して解説を進めます。

給付を受ける権利を持つ者が死亡した場合に、その者に支給すべき給付が支給されない状態を「未支給」と称します。（死亡したために、給付が宙に浮いてしまう状態です。）

この未支給分に関しては、各法律で定めている遺族が請求することにより支給されることとなります。

下記のように、未支給に関しても、基本的な流れは同じです。

ただし、健康保険法には、未支給に関する規定はありません。

傷病手当金を受給していた者が死亡した場合は、健康保険法の規定ではなく、民法上の相続人が未支給の請求権者となります。

	労災保険	雇用保険	国民年金	厚生年金	健康保険
内容	遺族（補償）年金以外	失業等給付	未支給年金	未支給の保険給付	傷病手当金
請求権者	死亡当時生計同一の ①配偶者（事実上婚姻関係にあった者も含む） ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹		死亡当時生計同一の ①配偶者（事実上婚姻関係にあった者も含む） ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦上記以外の 3 親等以内の親族		民法上の相続人

平成 26 年法改正により追加

●労災保険法の「遺族補償年金」の遺族は、遺族補償年金（遺族年金）を受けることができる他の遺族のうちの最先順位者が請求権者になります。

▼最後に、「現物給付」と「現金給付」を確認します。

「給付」には、「現物給付」と「現金給付」があります。

ケガや病気により診察や治療薬や器具などの治療行為を現物として支給を受けることを現物給付と称します。

現物給付に対して、金銭で給付することを「現金給付」といい、具体的には、健康保険法で見ると、傷病手当金や出産手当金、埋葬料などが該当します。

国民年金法や厚生年金保険法、雇用保険法等は、「現金給付」であり、医療を伴う「労働者災害補償保険法」「健康保険法」「国民健康保険法」「介護保険法」等は、「現金給付」と「現物給付」の両面で支給されることになります。

初学者の方は、それぞれの法律の名称の内容が理解していないので、把握しにくいところですが、保険の制度を利用する法律に関しては、給付と負担という大きな柱があり、それぞれ基本的な考え方は共通ということ意識して学習をしてください。

第3回は、給付と負担の「負担」の部分を解説していきます

第2回（完）